

2025年大阪・関西万博
未来社会ショーケース事業（フューチャーライフエクスペリエンス&「TEAM EXPO パビリオン」）
参加規約

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）は、2025年大阪・関西万博未来社会ショーケース事業（フューチャーライフエクスペリエンス&「TEAM EXPO パビリオン」）に関する参加規約（以下「本規約」という。）を次のとおり定めます。

フューチャーライフエクスペリエンス&「TEAM EXPO パビリオン」のエントリーフォームから応募登録を完了し、協会からの内定通知を受領された内定者は、正式に参加申込みをされる前に本規約をよくお読みください。正式に参加を申し込まれた内定者は、本規約の内容を理解し、本規約の適用に同意したものとみなします。

第1条（対象となる参加形態）

本規約の対象となる参加形態は、フューチャーライフエクスペリエンスのうちの「期間展示」「ステージ（FLEステージ）」又は「TEAM EXPO パビリオン」のいずれか（以下「本事業」と総称する。）に限ります。

「常設展示」は、本規約の対象となりません。別途、協会との間で契約を締結することを予定していません。

第2条（法令遵守等）

内定者（本規約で定義する、採用者及び参加者を含む。）は、本規約に基づく応募、参加契約の締結及び履行に際し、法令、本規約、2025年日本国際博覧会一般規則及び特別規則並びに協会が別途定める「展示装飾ガイドライン」等の各種ガイドライン等（今後策定されるものを含む。以下「諸規則」と総称する。）を遵守し、また、協会が大阪・関西万博の運営上必要と認めて行う個別指示に従うものとします。

第3条（応募について）

1 内定者による応募の申込方法、申込期限は、次のとおりとします。

（1）申込方法

内定者は、FLVポータルにログイン後、FLVポータルのマイページ内（以下「マイページ」という。）の申込内容（展示期間、開催枠等含む）を確認のうえ、必要書類（暴力団排除条例に基づく誓約書、持続可能性の確保に向けた誓約書、持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）、提案書）をマイページにアップロードしてください。全ての書類をアップロードした時点で、正式な応募登録の完了となります。

なお、正式な応募登録に要する費用は、全て内定者の負担となります。

※マイページへのアップロードが困難な場合には、別途、下記問合せ先にご相談ください。

(2) 応募期間

応募期間は、マイページに記載の通りとします。速やかに必要書類をアップロードして応募登録を完了してください。

期間中に必要書類をアップロードされない場合は、応募を辞退されたものとして扱います。

※ 期間中のアップロードが難しい場合は別途、下記問合せ先にご相談ください。

〈問合せ先〉

■フューチャーライフエクスペリエンス・「TEAM EXPO パビリオン」事務局

平日 9:00～17:00 ※年末年始除く

【メールアドレス】expo25_fle_tep@ddcontact.jp

2 応募登録が完了した場合には、協会は、応募者に応募登録完了サンキューメールを送信して完了を通知します。

3 協会は、応募者がアップロードした必要書類等を審査し、採用の可否を通知します。

協会は、応募者の提案書類及びその内容を審査し、下記に例示する事項を含め本事業の開催趣旨に適合するかについて検討し、適合しないと判断した場合は、応募を不採用とすることがあります。

(1) 応募書類の記載内容に不備や虚偽の申請などがあるとき

(2) 協会が応募の意図、内容又は展示物が本事業の趣旨にそぐわないと判断するとき

(3) 応募者の展示や展示物について、第三者から苦情が申し立てられる等第三者との間に紛争が生じ又は生じる可能性があり、協会が、これにより本事業の運営上悪影響を及ぼすおそれがあると判断するとき

(4) 応募が本規約に違反しているとき

(5) その他、提案を採用し、本事業への参加を認めることが不相当と協会が判断するとき

4 採用者には、採用通知と関係書類承諾書を送付しますので、内容を確認ください。

なお、展示期間は、2025年4月13日から同年10月13日までの間のうちマイページに記載されている期間となります。

第4条 (参加費)

1 参加費には、エリア使用料、基本設備使用料金が含まれます。なお、建設設計の詳細決定後、展示面積の変更が生じる場合は、別途協議のうえ、追加費用をお願いすることがあります。

2 採用者からの申請書受領後、協会は、参加費請求書を送付しますので、支払期限までに協会指定の銀行口座に参加費を振り込み送金してください。なお、振込料は採用者の負担となります。

第5条 (遅延損害金)

参加者が前条の参加費その他参加契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、協会は、参加者に対し、遅滞の日から年3%の割合による遅延損害金を請求することができます。

第6条（参加契約の成立）

協会と採用者との間の本事業に関する参加契約（以下「参加契約」という。）は、採用者からの前条に規定する参加費の送金を協会が確認できた時点で成立するものとします（参加契約成立後の採用者を以下「参加者」という。）。

第7条（参加者による参加契約の解約制限）

- 1 参加者は、参加契約の全部または一部の解約（申込みブース数の削減を含む。）をできません。ただし、参加者の解約を要する事情を踏まえ、協会がこれを書面で承諾する場合は、除きます。
- 2 協会が、前項但書で参加契約の解約に応じる場合であっても、参加者に対し、参加費の返金はしません。

第8条（展示物等）

- 1 展示・ステージでの利用物品は、本事業の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に協会の承諾を得た物とします。
- 2 協会は、参加者に対し、次の各号に該当する物品の展示・ステージでの利用を禁止します。
 - (1) 輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物
 - (2) 引火性・爆発性、その他危険物
 - (3) 工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物
 - (4) 裸火を使用する物
 - (5) 協会の事前の承諾を得られなかった物
 - (6) 所轄行政庁より指示・勧告のあった物
 - (7) その他関連法令に抵触するおそれがある物または公序良俗に反する物
- 3 前項に該当する物品以外であっても、協会が本事業の運営に支障をきたすおそれがあると認める物品については、その展示・ステージでの利用を制限または禁止することがあります。
- 4 参加者が2項又は3項に該当する物品の展示・ステージでの利用をしていることを協会が発見し参加者に当該展示・ステージでの利用物品の撤去その他の指示を内容とする通知をしたときは、参加者は、直ちに当該展示物等の撤去その他協会の指示内容に従わなければなりません。
- 5 参加者が協会の前項の指示に従わない場合には、協会は、参加者に代わって当該展示物等の撤去その他しかるべき措置をとることができます。この場合、撤去に要する費用は、参加者の負担とし、協会に直ちに支払うものとします。

第9条（出展ブースの位置及びステージスケジュール）

参加者のブースの位置およびステージのスケジュールは、協会が指定します。なお、ブースの位置・スケジュール発表後も協会の判断により、ブースの位置等を変更することがあります。

第10条（展示物の搬出入、展示）

- 1 参加者は、自己の責任と費用において、展示ブース内への展示・ステージでの利用物品の搬出入と展示ブース内の管理をしてください。また、搬出入に際しては「展示装飾ガイドライン」を遵守してください。
- 2 参加者は、展示ブースでの装飾・施工に際し、次の各号に規定する事項を遵守してください。
 - (1) 装飾物が各参加者間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。
 - (2) 展示場の通路上に施設や標示などを設けないでください。
 - (3) 装飾物についての高さは「展示装飾ガイドライン」に記載のある高さによります。ただし、協会が特別に許可した場合においてはこの限りではありません。
 - (4) 展示にあたり天井構造の使用は、協会の承諾のない限り、禁止します。
 - (5) 参加者は、協会が参加者説明会において説明・指示する事項を遵守するものとします。
- 3 参加者は、展示物の搬出入、展示、撤去等に際し、善良なる管理者の注意を以て管理するものとし、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、参加者において負うものとします。
- 4 協会は、参加者に対し、参加者の負担で、作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることを命ずることができます。
- 5 協会は、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め展示・ステージでの利用物品の損傷その他展示物に関する一切の事故について、その責任を負いません。ただし、協会の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- 6 展示物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他参加者の行為に属する費用は、参加者の負担とします。

第 1 1 条 (ブース内の参加者常駐)

参加者は、展示期間中協会指定の参加者証を常時着用し、かつブース内に展示時間中常駐し、来場者との応対、展示・ステージの利用物品の管理にあたることとします。ただし、協会が個別に許可した場合はこの限りではありません。

第 1 2 条 (マイク使用の禁止と音量規制)

- 1 ブース内でのマイクの使用は原則として禁止します (詳細は「展示装飾ガイドライン」を参照)。
- 2 ブース内の AV 機器の音量や商品自体が発生する音量は、「展示装飾ガイドライン」を遵守ください。

第 1 3 条 (廃棄物の処理)

- 1 展示廃棄物、使用済みの資材やブース内・周辺の塵・クズは、「展示装飾ガイドライン」に遵守し、適切に処理してください。
- 2 放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、協会が参加者に実費請求しますので、参加者は、請求書受領後直ちに支払ってください。

第 1 4 条 (火災・盗難・その他の事故等)

- 1 協会は、本事業に関わる火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により、参加者又は参加者

と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体（以下「参加者等」という。）が被った損害（各自の所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害）について一切の責任を負いません。

2 協会は、本事業に関する招待状、ホームページ、会場案内図、Web 掲載情報、プロモーション用資料等一切の製作物に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負いません。

3 参加者等は、本事業に関わり発生した火災、盗難、その他一切の事故・事象により、協会または来場者を含む第三者に負わせた損害（所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害）について、直ちに賠償するものとします。

第 15 条（立入り点検）

1 協会またはその使用人は、保全、衛生、防犯、防火、救護その他管理上必要あるときは、あらかじめ参加者に通知した上で、展示ブースに立ち入り、これを点検し、適宜の措置をとることができるものとします。ただし、緊急の必要がある場合には、協会は、直ちに立入り、参加者には事後に通知すれば足りるものとします。

2 前項の場合、参加者は、協会の立入り、措置に協力しなければなりません。

第 16 条（本事業の変更及び中止）

1 協会は、天災地変その他の不可抗力および協会の責めに帰しえない原因により展示の中止、展示期間を変更または参加契約を解除することがあります。

2 協会は、本事業の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、都合により、本事業を中止し、また、参加契約を解約することがあります。

3 協会は、前 2 項に規定する事態が生じる場合には、可能な限り別日程のご案内等、参加いただけるよう協会と協議し、ご案内いたします。ただし、同内容での参加を保証するものではありません。

3 前 2 項による中止、解除、解約により参加者に損害が生じたとしても、協会は、賠償責任を負いません。

第 17 条（日本国内への入国手続き）

参加者が、展示のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、参加者は自己の責任と費用負担にて日本国内への入国手続きを行うものとします。協会は、入国審査に関わる全ての手続及びそれに要する費用について一切負担をしません。

第 18 条（禁止事項）

協会は、参加者に対し、次の各号に掲げる行為を禁止します。

(1) 参加契約上の参加者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供すること。

(2) 指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置

または掲出すること。但し、協会が事前に承諾した場合はこの限りでない。

- (3) 別途定める規定外の重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること。
- (4) 来場者および他の参加者に迷惑となる行為（騒音・臭い・パフォーマンス等）をすること。
- (5) 展示ブースおよびステージを含む展示場建物に損害を及ぼすような行為をすること。
- (6) 有償での物品・サービス等の提供及びこれを目的とする展示。
- (7) 既存の商品等の宣伝活動に該当する行為。
- (8) 協会が事前に承認した内容以外の展示。
- (9) 展示エリア内に宿泊すること。
- (10) その他本参加規約および「展示装飾ガイドライン」において禁止された事項。

第19条（契約の解除）

1 協会は、参加者が次のいずれかに該当する場合は、何らの催告なく、参加契約を解除することができます。

(1) 解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生の各申立があったとき

(2) 参加者が振り出し又は引き受けた手形・小切手につき不渡処分を受けたとき

(3) 公租公課につき滞納処分を受けたとき

(4) 著しく協会の信用を失墜する事実があったとき

2 協会は、参加者が次のいずれかに該当する場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときは、参加契約を解除することができます。

(1) 展示禁止物品を展示もしくはステージにて利用し、又は協会の定める規定及び指示に従わないとき

(2) 展示ブースおよびステージを、本事業参加の目的以外に使用したとき

(3) 展示ブースおよびステージを使用しないとき

(4) その他本参加規約及び諸規則や指示に違反したとき

3 前二項による解除は、協会による損害賠償の請求を制限しません。

第20条（原状回復）

1 参加契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、参加者は、展示ブースおよびステージを原状に回復し、協会に明け渡さなければなりません。

2 展示ブースおよびステージの明け渡し後、参加者が展示ブースおよびステージ内に残置した物品があるときは、協会は任意にこれを処分することができるものとし、参加者は、異議を申し立てません。

3 参加者は、展示ブースおよびステージの明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、展示ブースおよびステージ、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、展示ブース内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取りを協会に請求することはできません。

4 参加者が、参加契約終了したにもかかわらず、展示ブースおよびステージを明け渡さないときは、協会は、参加者の費用負担で、展示ブースおよびステージ内の展示物等を撤去及び廃棄できるものとし、参加者は、その際にかかる費用を直ちに協会に支払い、明渡し遅滞により協会が被った損害を賠償しなければなりません。

第21条（個人情報の取り扱いについて）

参加者は、協会が提供するインターネットやバーコード等のシステム・サービスによって得られた顧客の個人情報については、参加者における個人情報保護に関する規則に基づき管理するものとする。

第22条（守秘義務について）

1 参加者は、本事業に参加する過程で知り得た協会の「機密情報」について、次に定める事項を遵守します。

（1）第三者に開示又は漏洩しないこと。なお、機密情報には機密情報が記録された関係資料及び記録媒体等（以下、「機密資料・媒体」という）のすべての資料を含みます。

（2）機密情報を本事業に係る目的以外のために使用しないこと。

2 参加者が本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合、参加者は、委託先に本規約に定める内容を告知して、これを遵守させます。また、委託先における機密情報の取扱いについて、参加者は連帯して責任を負うものとします。

第23条（準拠法）

参加契約の効力、解釈及び履行は日本法に準拠します。

第24条（管轄裁判所）

参加規約に関し争いが生じたときは、大阪地方裁判所を専属的第一審管轄裁判所とすることに合意します。

第25条（参加規約の変更）

協会は、必要があるときは、本参加規約を変更することがあります。参加者は、変更後の新规定等を遵守することとします。